

令和元年10月13日
防災企画課

糸魚川市、妙高市、上越市に災害救助法を適用します

令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっていることから、糸魚川市、妙高市、上越市に災害救助法を適用することといたしました。

- | | | |
|---|-------|-------------------------------|
| 1 | 適用市町村 | 糸魚川市、妙高市、上越市 |
| 2 | 適用年月日 | 令和元年10月12日 |
| 3 | 内 容 | 市が実施した避難所の設置等の救助費用を県と国が負担します。 |

本件についてのお問い合わせ先

防災企画課 〔担当〕防災事業係長 小林
(直通) 025-282-1606
(内線) 6419